

8 立地審第 号
令和 8 年 5 月 日

福島県知事様

福島県大規模小売店舗立地審議会長

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見について(答申)
令和 8 年 4 月 23 日付け 8 産第 272 号で諮問がありましたこのことについて、
当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 諮問案件

「イオンモール伊達」の新設

2 審議会の意見について

(1) 法第 8 条第 4 項に基づく県の意見 (※1)

なし

(2) 要望事項 (※2)

ア 個別的要望事項

(ア) 交通に係る事項

- a 届出の予測と開店後の実態が乖離し、周辺道路の交通渋滞をはじめとした周辺地域の生活環境への悪影響が引き起こされる場合には、原因の調査分析を行ったうえ、誘導方法の見直しや改善などの対策を講じて、迅速な解消に努めること。
→委員、県関係課審査の指摘を反映
- b 隔地駐車場を含む店舗敷地内の歩行者及び通行車両の安全対策を徹底すること。
→県関係課審査の指摘を反映

イ 一般的要望事項

(ア) 総合的事項

- a 周辺地域の生活環境保全に関するトラブルを生じさせないように、苦情等の問題の未然防止に万全を期すこと。
- b 周辺地域の生活環境保全に関する苦情等の問題が発生した場合は、迅速かつ適正な対策を講じ、誠意ある対応を行うこと。

(イ) 交通に係る事項

- a 来退店車両による周辺道路の混雑緩和の対策に万全を期すこと。
- b 交通事故防止及び交通安全の対策に万全を期すこと。

(ウ) 防犯・防災に係る事項

- a 少年非行防止及び犯罪発生防止の対策に万全を期すこと。

- b 自治体の防災対策に必要な協力を行うこと。
- (エ) 騒音の発生に係る事項
騒音発生の防止又は緩和の対策に万全を期すこと。
- (オ) 廃棄物に係る事項
廃棄物の処理及び減量化、リサイクル推進に関する適切な対応に努めること。
- (カ) 街並みづくり等への配慮等に係る事項
 - a 景観等周辺の街並みとの調和を図るよう努めること。
 - b 照明による光により、周辺生活環境に影響が出ることがないように万全を期すこと。

※1 「県の意見」とは

大店立地法「指針」に照らし、設置者が示した予測及び対応が不十分と判断される事項。

「県の意見」は法第8条第4項に基づくものであり、「意見」として通知した場合、設置者は法第8条第7項に基づき、当該意見をふまえた「変更届」または「変更しない旨の通知」を県に対し行わなければならない。

また、県の意見が通知された場合、設置者は法第8条第7項に基づく届出の日から2月の間、新設または変更を行うことはできない。

※2 「要望事項」とは

福島県が独自に実施しているもの（法に基づくものではない）。

大店立地法「指針」の基準は満たすものの、周辺生活環境の保持の観点から配慮が必要と判断するものについて、「要望事項」として設置者に通知している。

(1) 個別的要望事項

周辺環境や店舗の立地特性から、特に個別具体的に配慮を求める必要があり、その具体的な対応策について、設置者からの回答を必要とする事項。

(2) 一般的要望事項

大店立地法に基づく一般的な配慮事項について適切な対応を求めるものであり、設置者からの回答は求めない。